

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について、ご意見をお寄せください。

～障がいのある幼児児童生徒一人一人の自立に向けた支援を充実させます～

鳥取県教育委員会では、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実を図るにあたり、鳥取県教育審議会において、今後の特別支援教育の在り方について検討を行っています。

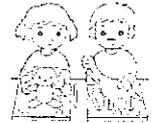
そこで、検討中の内容について県民のみなさんからご意見をいただき、今後の取組に反映させていただきます。

今後の特別支援教育の在り方について（検討している内容）

基本的な考え方の方針～インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実



- 発達障がいを含めた障がいのある児童生徒への支援の充実
- 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実及び環境整備
- 特別支援学校を拠点とした県内学校及び保護者に対する支援の充実



特別支援学校における教育の充実

○各障がい種に応じた専門性のある教育の推進

- ・現在の「盲・聾・養護学校」の名称を継続
- ・各特別支援学校における教育環境の整備・充実
(施設設備、教員配置、教育課程編成等)
- ・キャリア教育の推進と生徒の希望する進路先への進路決定
- ・スクールソーシャルワーカーの配置

○特別支援学校センター的機能の充実

- ・特別支援学校のセンター的機能体制の強化
- ・特別支援学校のエキスパート教員や作業療法士、理学療法士等が小中学校等のニーズに応じてサポート

その他(全校種共通)

○特別支援教育に係る普及・啓発

- ・全ての学校における手話の取組の推進
- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流及び共同学習の充実
- ・県民等に対する特別支援教育の積極的な啓発と情報発信

○虐待等を受けた、障がいのある児童生徒への支援等の事例研究

幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実

○発達段階に応じた適切な教育の充実

幼稚園等(幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園)

- ・早期から学齢期への一貫した支援体制の構築
- ・幼児の障がいの状況に応じた早期からの適切な指導の実施
- ・教育と福祉の連携強化による就学への円滑なつなぎ

小学校・中学校

- ・通級指導教室の拡充及び担当教員の養成・配置
- ・通級指導担当教員による巡回(相談及び指導等)の実施
- ・特別支援教育センター校の設置と専門性を有する教員配置
- ・特別支援教育センター校を拠点とした支援体制の構築
- ・全圏域における特別支援学級のエキスパート教員の養成
- ・全教員に対して特別支援教育に係る基本研修等の実施

高等学校

- ・義務教育からの指導の継続性を踏まえ、生徒の教育的ニーズに応じた必要な指導を行う場を確保。支援体制も整備
- ・各圏域における特別支援教育に係るネットワークの充実
- ・特別支援教育の充実に向けた学校のサポート体制の整備

○連携による機能的な支援体制の整備・充実

- ・各市町村への特別支援教育コーディネーターの配置を促進
- ・「個別的教育支援計画」を活用した一貫した支援体制の整備

ご意見をいただきたい内容

- ◇ 基本的な考え方の方針について
 - ◇ 特別支援学校における教育の充実について
 - ◇ 幼稚園(保育所等)、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実について
- ◎その他にも、ご意見等があれば、お聞かせください。

ご意見の提出方法

- ◇ 提出先：県教育委員会事務局特別支援教育課
- ◇ 提出方法：次のいずれかの方法でお寄せください。
 - 郵送：〒680-8570(郵便番号のみで届きます)
 - ファクシミリ：0857-26-8101
 - メールフォーム：特別支援教育課ホームページからご意見の直接入力・送信が可能です。
 - 電子メール：tokusyu@pref.tottori.lg.jp
 - 意見箱への投函：県庁県民課、総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館に設置しています。

ご意見の募集期限

9月12日(金)午後5時迄

意見募集のホームページ (HP)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/235900.htm>

※HPのほか各市町村役場、左記の県の機関の他に各教育局にも資料を設置しています。

お問合せ先

県教育委員会事務局 特別支援教育課

《電話》 0857-26-7924

《ファクシミリ》 0857-26-8101

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について

◇ 体系的な在り方の在り方について

◇ 特別支援学校における教育の在り方について

◇ 幼稚園（保育園）及び小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方について

◇ その他、ご意見があればお聞きください。

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記もご記入をお願いします。

居住地（例：鳥取市）：（ ）

年齢：（ ）

特別支援教育部会における審議の概要（第1回～第4回まとめ）

総論（基本的な考えの方針）

- ・我が国が「障害者の権利に関する条約」（※1）を締結し、インクルーシブ教育システム（※2）の構築に向けて特別支援教育を推進する方向に舵が切られている。本県においても、こうした方向性を踏まえて、答申をまとめていくことが望ましい。
- ・インクルーシブ教育システムの構築を進めるためには、障がいのある児童生徒等に対する「合理的配慮」「基礎的環境整備」等の確保が必要であり、県と市町村とがより連携を図りながら進めていくことが重要である。

【用語解説】

※1 「障害者の権利に関する条約」の理念は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であり、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会、すなわち「共生社会」の実現である。

※2 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」（署名時仮訳：教育一般制度）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

1 特別支援学校における教育の充実

- ・特別支援学校においては、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、病弱、肢体不自由の障がい種に応じた専門的な支援を維持するため、今後5年間においては特別支援学校の統合等を行わない。また、校名変更も行わず現状のままとし、各特別支援学校の有する専門性を県民に分かりやすくアピールすることが適当である。
- ・特別支援学校における教育の充実をさらに進めるため、施設整備、教員配置、教育内容等、各学校の課題に応じて必要な改善・整備を進めることが必要である。
- ・幼稚園、保育所、幼保連携型認定子ども園、小学校、中学校、高等学校（以下、「小中学校等」と言う。）において特別支援教育を推進していく上で、特別支援学校のセンター的機能（※3）が果たす役割は大きく、地域支援担当分掌の拡充等が必要である。
- ・保護者や小中学校等が、特別支援学校のセンター機能を活用しやすいよう、分かりやすい情報提供に努めるとともに、特別支援学校エキスパート教員の派遣、特別支援学校に配置している外部専門家（理学療法士等）の派遣等、小中学校等の実態やニーズに応じた機能的なサポート体制の構築を目指すことが重要である。
- ・本県の特別支援学校高等部に在籍する生徒のうち、一般企業等への就労を希望する生徒の占める割合は、全国第2位と非常に高い状況にあり、およそ7割の就職希望者が就労を果たしている。平成27年度末には琴の浦高等特別支援学校の第一期生が卒業する予定であることも踏まえ、全ての特別支援学校の就労希望者が就職を実現するため、企業等への啓発、職場定着に向けた支援体制の構築を図ることが重要である。

- ・近年、小中学校の特別支援学級から特別支援学校に転入又は進学してくる生徒が増加していることから、一貫性のあるキャリア教育を推進していく必要がある。特別支援学校におけるキャリア教育の在り方を検討し、センター的機能を活用して小中学校にも広げていくことが望ましい。
- ・卒業後も安定して社会生活を送るためには、本人に対する家庭のサポートが重要であるが、近年、卒業後に就職先を離職した者の原因には「家族の支援不足」によるものも少なくない。特別支援学校在籍中から、保護者への理解・啓発を進めていくことが重要である。また、特別支援学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、保護者支援の体制を充実させていく必要がある。

【用語解説】

※3 これまで特別支援学校が蓄積してきた障がいのある子どもの教育に関する知見を各地域で最大限に活用する観点から、小中学校等を含む関係機関や保護者に対し、障がいのある児童生徒等の教育についての助言又は援助を行うこと。

2 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実

(幼稚園・保育所・幼保連携型認定子ども園)

- ・障がいのある子どもに対して一貫した支援体制を確保するうえで、早期支援体制の構築は、本人にとっても保護者にとっても大きな意義がある。1歳半健診、3歳児健診、5歳児健診、就学前健診等、機会を捉えて丁寧なフォローを行いながら、早期支援体制の構築に努める必要がある。
- ・幼児等への指導を行う教員等の専門性の向上はもとより、幼稚園等の専門性を確保するためには、特別支援学校のセンター的機能の活用や外部専門家等による支援等、多様なサポート資源を確保することが重要である。
- ・小学校への就学にあたっては、教育と福祉、医療、保健等の関係機関が十分に連携を図り、保護者等への十分な情報提供や意見聴取を行うこと等が重要であり、各市町村における体制整備が必要である。

(小学校・中学校)

- ・発達障がいの児童生徒が過去5年間で倍増しているが、通級指導教室(※4)が足りていない。特に、中学校においては通級指導教室(LD等)が県内に3校しかなく、早急な改善が必要である。全県で可能な限り通級指導教室の拡充を図り、専門的を有する指導者による指導体制を整備することが急務である。
- ・現在、通級指導教室の利用にあたり「医師の診断書がなければ利用できない」「保護者の送迎がなければ利用できない」等の条件があることにより断念せざるを得ないケースもあることから、通級指導教室の拡充に併せ、これらの利用基準等の見直しが必要である。利用条件の設定は可能な限り低くするべきであり、通級指導教室の拡充及び指導者の業務形態の改善(巡回による指導及び相談等の実施等)等について検討を進める必要がある。
- ・小中学校における特別支援教育の充実を図るには、各中学校区単位に「特別支援教育センター校」(仮称)を指定し、センター校を拠点とした各地域における支援体制の構

策を図ることが望ましい。センター校には特別支援教育に関する知識・技能等の高い専門性を有する教員を養成・配置する必要がある。また、市町村や県に、特別支援教育センター校への統括的な指導・助言等を行う機能を備えることが適当である。

- ・現在、県が認定するエキスパート教員制度は各教科が認定区分となっており、特別支援教育に関しては、現在、小中学校の認定者がいない。今後、特別支援教育推進の核となる教員を養成していく観点から、何らかの形で小中学校等にも特別支援教育に係るエキスパート教員の認定を進めるための検討を進めることが望ましい。
- ・発達障がいのある児童生徒も増加していることから、今後は非常勤職員等を含む全ての教職員が特別支援教育に係る一定の知識・技能等を身に付けておく必要がある。小中学校の専門性を確保するためには、特別支援学校のセンター的機能の活用や外部専門家等による支援等、多様なサポート資源を確保することが重要である。

【用語解説】

※4 小中学校の通常の学級に在籍している、言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴等の障がいがある児童生徒のうち、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障がいの状態に応じた特別の指導（「自立活動」及び「各教科の補充指導」）を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態を言う。

（高等学校）

- ・高等学校には、中学校在籍時に特別支援学級に在籍していた生徒、通級指導教室を利用して在籍している生徒等が在籍しているが、現行の法制度では特別の教育課程を編成することができないため、各高等学校の創意工夫による弾力性のある指導が求められる。学力の低い生徒、学習空白のある生徒等に対する義務教育の学び直しの支援としては「Basic 国語」「Basic 数学」等、学校設定教科の工夫が有効である。既に実践している県立高校の取組事例等を踏まえ、県内の学校に広げていく必要がある。
- ・高等学校においては現行の法制度では自立活動の指導の実施ができないため、中学校まで通級指導教室を利用して在籍していた生徒は、卒業時点で自立活動の指導が途切れている。人間関係の調整やコミュニケーション等、発達障がいのある生徒が自立と社会参加を目指す上で必要となる指導内容が多く含まれていることから、生徒の教育的ニーズに対応していくためには、教育課程外であっても、義務教育からの連続性のある指導の場を確保することが重要である。
- ・高等学校において特別支援教育を推進するためには医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化が重要であり、現在行っている「高等学校における特別な支援を必要とする生徒支援ネットワーク事業」の成果を踏まえた取組の充実が求められる。
- ・高等学校における専門性を確保するためには、特別支援学校のセンター的機能の活用や外部専門家等による支援等、多様なサポート資源を確保することが重要である。

（全校種共通）

- ・児童生徒に一貫した支援を行うためには、地域の学校間や医療、福祉、保健、労働等の関係機関、特別支援学校等を円滑につなぎ、本人や保護者を支援していく体制を整

えていくことが重要であり、各市町村の必要性に応じて特別支援教育コーディネーターを配置する等の方策を進めていくことが望ましい。

- ・幼児期から青年期まで一貫性のある支援体制を構築していくため、「個別の教育支援計画」を活用した情報等の引継ぎをさらに進めるとともに、受け入れる側を起点とした引継システムの体制整備を図ることが重要である。

3 その他

- ・手話言語条例の制定を契機に、教育の分野でも積極的に推進に努めることが重要である。例えば中学校、高等学校等における手話サークルを設置する学校の増加や手話甲子園への参加校の増加等、具体的な数値目標が挙がってくるのが望ましい。
- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流及び共同学習の充実を図るため、多様な方法を検討しつつ、地域と継続的に関わりを持つ取組とすることが重要である。
- ・県民運動として「あいサポート運動」に取り組んできたように、特別支援教育も学校だけでなく、県民の理解と支えのうえで進めていけるよう、積極的な啓発を進めていくことが重要である。
- ・児童虐待が今日的な教育課題となっている。障がいは被虐待のリスクの一つであることから、研究課題として事例検討等を進める必要がある。また、担任教員等の相談窓口やサポート体制の確保、関係機関との連携強化等を進める必要がある。